愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

1 概要

本県では、国が示す「外来医療に係る医療供給体制の確保に関するガイドライン」に基づき、令和2年(令和6年3月改訂)に外来医療計画を策定し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。

本取り扱いは令和3年4月1日から開始されておりますが、今回は令和7年1月1日から 令和7年7月31日までに、医療機関から3件の「共同利用計画」の提出がありましたので報告 いたします。

<対象医療機器>

CT、MRI、PET、放射線治療機器(リニアック、ガンマナイフ)、マンモグラフィ

<対象者>

上記対象医療機器を新たに設置(更新含む)する全ての病院、診療所(歯科を除く)

2 共同利用計画の提出のあった医療機関

医療機関名	所在地	対象機器	設置日	共同 利用	共同利用 の方法	理由 (共同利用を行わ ない場合)
医療法人大朋 会 岡崎共立 病院	岡崎市	MR I	R7. 2. 28	行う	・連携先の病院又 は診療所からの患 者の受入、画像情 報及び画像診断情 報の提供	_
医療法人博報 会 岡崎東病 院	岡崎市	マルチスライスCT	R7. 3. 25	行わない		・共同利用できる 体制が整っていな いため
髙村医院	岡崎市	マルチスライスCT	R7. 4. 1	行う	・連携先の病院又 は診療所による機 器使用	_